

市長 市民との協働で「進化する自治体」へ

地方分権推進括法の施行で、自治体の自責任が問われる本格的な分権の時代を迎えている。市では、他市に先駆けてオーナブライム制度を導入したほか、新基本構想・第3次基本計画の策定における「白紙からの市民参加方式」を導入するなど、今回の分権改革では不十分といわれる「住民自治の拡充」にも積極的に取り組んできた。今後とも総合的な行政評価システムの確立や民間活力の導入等により、効率的で開かれた自治体、「21世紀型自治体」をめざす。

④財政の健全性の維持

市債については、一定の活用は図るが、極力その抑制に努める。歳入については、その根幹である市税収入の確保に努めるほか、国・都補助金の獲得にも積極的に取り組む。歳出面では、人件費などの抑制のほか、経常経費の5～10%の削減など経費の節減に努めるとともに、事務事業の見直しや効率化に取り組み、中・長期的な視点に立った適切な財政運営に努める。

①財源の重点的・効率的配分による諸施策の推進
新基本構想などの策定途上における状況を踏まえ、次の3点を基本として諸施策の推進を図る。「新基本構想などのこれまでの検討経過を踏まえ」、「社会経済状況の変化に対応した最近の政策展開の継続性を確保し」、「現在の厳しい財政状況を踏まえるとともに将来を見据えた的確な事業選択を行う」。
特に、「教育・子育て支援関連施策」、「バリアフリーのまちづくり関連施策」、「情報通信技術（ＩＴ）関連施策」の3つの施策を中心とし、財源の重点的・効率的配分を図る。

21世紀の新しい社会は、市民や事業者などの「パートナーとの協働」によって生まれる。三鷹市は、効率的で開かれた「21世紀型自治体」、すなわち自らを常に変革し続ける「進化する自治体」を目指す。現在、市では、市民参加の成果を踏まえ、学識経験者などからの提言や職員参加を経て、新基本構想及び第3次基本計画の策定作業中である。平成13年度の予算編成は、こうした状況を踏まえ、次の4点を市政運営の基本的な考え方とした。

予算 平成13年度 市長の施政方針

平成13年度各会計予算案は、予算審査特別委員会で延べ80日間にわたる審査が行われた後、3月29日の本会議で、予算に関する全議案が可決されました。

本予算には、議会から総括意見並びにこの項目の意見が付けられ、今後の予算執行にあたっての留意事項及び課題とされました。(内容は1頁に掲載)

主要な施策

